令和5年度

官庁営繕関係予算概要

令和5年1月

国土交通省大臣官房官庁営繕部

目 次

第1 令和5年度官庁営繕関係予算の基本方針	•	٠	٠	•	٠	•	1
第2 令和5年度主要事項	٠	٠	٠	•	٠	•	3
 1. 防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等 (1)地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備の推進 (2)所要の耐震性能を満たしていない官庁施設の耐震化の推進 (3)大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策の推進 (4)防災拠点機能の維持等のための官庁施設の津波対策の推進 (5)災害応急対策活動に必要となる官庁施設の電力の確保等の推進 							
2. 官庁施設の老朽化対策等(1)既存官庁施設について長く安全に利用するための長寿命化の推進(2)既存官庁施設の危険箇所、経年劣化が著しい部位等の解消(3)既存官庁施設の脱炭素化の推進							
第3 官庁施設の整備等の関連施策	٠	٠	•	•	•	•	12
 PFI手法の活用による官庁施設の整備 脱炭素社会の実現に向けた官庁施設の整備の推進 (1)官庁施設における木材利用の推進 (2)官庁施設におけるZEB等の推進 (3)既存官庁施設の脱炭素化の推進(再掲) 地域と連携した国公有財産の最適利用の推進 発注者の役割を果たすための取組の推進 働き方改革・生産性向上の取組の推進 							
第4 令和5年度官庁営繕関係予算総括表	٠	٠	٠	٠	٠		19
参考資料		÷	•		ï		21



令和5年度官庁営繕関係予算の基本方針

1. 基本方針

- 南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に備えた官庁施設の防災・減災対策を 推進するため、**防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等**を図ります。
- 既存官庁施設をより長く安全に利用しトータルコストの縮減等を実現するため、<u>老朽化の進行を防ぐ長寿命化事業を実施</u>するとともに既存官庁施設の危険箇所、経年劣化が著しい部位等の解消を図り、事業の実施に当たっては、 脱炭素社会の実現に向け、環境負荷低減に資する技術を積極的に取り入れ、脱炭素化を推進します。

上記について、令和4年度第2次補正予算と合わせて切れ目なく取組を進めます。

2. 施策別内訳

【防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等】

11,011百万円(1.32倍)

※上記のほか、令和4年度第2次補正予算3,404百万円。合計14,416百万円(1.72倍)

- **(1)地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備の推進**
- (2) 官庁施設の耐震化の推進
- (3) 官庁施設の天井耐震対策の推進
- (4) 官庁施設の津波対策の推進
- (5) 官庁施設の電力の確保等の推進

【官庁施設の老朽化対策等】

6,309百万円(0.69倍)

- (1) 既存官庁施設の長寿命化の推進
- (2) 既存官庁施設の危険箇所、経年劣化が著しい部位等の解消
- (3) 既存官庁施設の脱炭素化の推進

【合計】

17,320百万円(0.99倍)

※上記のほか、令和4年度第2次補正予算3,404百万円。合計20,725百万円(1.18倍)

■ 第2 令和5年度主要事項

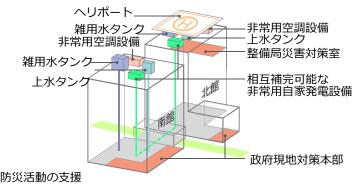
(1)地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備の推進

<u>防災拠点等となる官庁施設の整備を推進</u>し、災害に強い地域づくりを支援するとともに、 新たなまちづくり空間やにぎわいの創出等により、<u>地域の活性化に積極的に貢献</u>します。

これまでの整備事例

(高松サンポート合同庁舎)





- ■広域防災活動の支援
- ・十分な耐震性能
- ・非常用発電機、燃料タンク
- ・上水・雑用水の備蓄、非常用排水槽
- ・災害対策室、ヘリポート

(石巻港湾合同庁舎)



市の防災備蓄倉庫と一体整備



屋上ヘリポート



災害対策室



イベント時のにぎわい



屋上津波避難スペース併設



(2)所要の耐震性能を満たしていない官庁施設の耐震化の推進

<u>人命の安全の確保</u>を図るとともに、<u>防災機能の強化と災害に強い地域づくりを支援</u> するため、官庁施設の耐震化を推進します。

官庁施設の耐震化の実施

所要の耐震基準を満たしていない官庁施設について、耐震性能を確保

- ・災害応急対策活動の拠点施設としての機能を確保(耐震性能評価値 I 類:1.5、Ⅱ類:1.25)
- 建築基準法に基づく耐震性能を満たし人命の安全を確保 (耐震性能評価値 II類: 1. O)

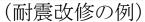
(災害応急対策活動拠点施設の被害例)



柱が破断するなど構造体が損傷し、 機能の復旧に時間を要した

神戸第2地方合同庁舎(第五管区海上保安本部他)

- ・震度 7 (H7.1.17阪神・淡路大震災)
- 被災前の耐震性能評価値: 1.01







【参考】官庁施設における耐震安全性の目標

対象施設	耐震安全性の目標	耐震性調価値
○本省庁の防災拠点 施設 ○地方ブロックの防災 拠点施設 〔地方整備局など〕	大規模地震後、 <u>構造体</u> の補修をすることなく、 建築物を使用できること を目標。	1. 5 (I 類)
〇県単位の防災拠点 施設 〔地方気象台、 海上保安部など〕	大規模地震後、 <u>構造体</u> の大きな補修をすること なく、建築物を使用できることを目標。	1. 25 (Ⅱ類)
〇一般官庁施設 〔税務署、公共職業 安定所など〕	大規模地震により <u>構造</u> 体の部分的な損傷は生 じるが、人命の安全を確 保できることを目標。	1. 0 (Ⅲ類) 建築基準法 相当

「耐震化の現状

		§基準を満足する割合:96.1% (令和3年度末時点)
10)	96.1
震 9	5	05.2
耐震化率(面積率8)	92.7 93.3 94.6 95.3 90.891.2
面 8	5	92.7 93.3 90.891.2 86.0 87.8
便 率 8))	80.9
7.		77.9
7)	5.3
6	67.2	
6		年度
·		20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3

令和7年度までに全ての官庁 施設について所要の耐震性能 を確保するべく努める。

第5次社会資本整備重点計画 (R3.5.28閣議決定) 官庁施設の耐震基準を満足する割合 目標: 令和7年度末 100%

(3)大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策の推進

防災拠点の機能維持、避難場所の確保等を図るため、

<u>大規模空間を有する官庁施設の天井</u>について、地震時の天井対策を実施します。

天井脱落被害と関係法令等改正

東日本大震災、熊本地震において、<u>大規模空間の</u> 天井脱落が多数発生

- ⇒ ・ 甚大な人的・物的被害が発生
 - ・ 地震後の機能継続が困難となった事例が発生





○東日本大震災における被害を踏まえた改正

建築基準法施行令及び関連省令の一部改正

公布:平成25年7月12日 施行:平成26年4月1日

対象(対策が必要となる天井)

- ・高さ6m超、かつ面積200㎡超
- ・居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所
- 天井面構成部材等が1㎡当たり2kg超

〇熊本地震における被害を踏まえた改正

防災基本計画(修正)

平成29年4月中央防災会議決定

- 〇国,地方公共団体及び施設管理者は,建築物における天井材等の非構造部材 の脱落防止対策, (中略)を図るものとする。
- ○国及び地方公共団体は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等に ついて、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる 高い安全性を確保するよう努めるものとする。(※)

(※)下線部について平成29年4月に追加

官庁施設における天井耐震対策の実施

脱落によって重大な危害のおそれがあり、既存不適格である大規模天井について、耐震対策として 天井構成部材の補強を実施し、防災拠点の機能維持、避難場所の確保等を図る。



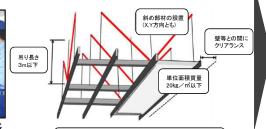
例:ホール(熊本地方合同庁舎) (熊本地震では避難場所として使用)



災害時の体育館使用イメージ (備蓄品等の保管場所として使用)



災害時の講堂使用イメージ (職員の待機所として使用)



天井耐震対策のイメージ

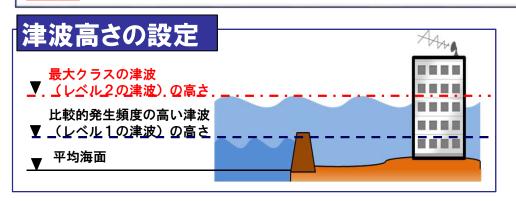
第5次社会資本整備重点計画 (R3.5.28閣議決定)

大規模空間を有する官庁施設の 天井耐震対策の実施率

目標:令和7年度末 85% (令和3年度末 66%)

(4)防災拠点機能の維持等のための官庁施設の津波対策の推進

<u>津波襲来時の一時的な避難場所を確保</u>するとともに、<u>防災拠点としての機能維持と</u> <u>行政機能の早期回復</u>を図るため、<u>官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に</u> 推進します。



最大クラスの津波(レベル2)対策の実施

最大クラスの津波(レベル2)に対して、以下の対策を実施※

〇 災害応急対策活動に必要な機能の確保

(1) 電力・通信の機能確保: 自家発電設備等の上階設置

(2)水の確保: 貯水槽の容量確保

(3) 拠点の確保 : 活動拠点室等の上階設置

○ 津波避難施設の機能確保

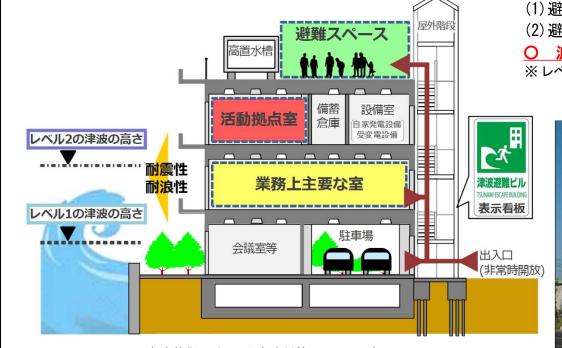
(1)避難経路の確保 :屋外階段等の整備

(2) 避難場所の機能確保 : 屋上の避難スペース・備蓄倉庫の整備

〇 波圧等の外力に対する構造体の性能確保

※レベル1の津波に対しては、海岸堤防等の整備による対策を基本とする。

津波対策を実施した庁舎の例(石巻港湾合同庁舎)



(参考) 入居官署

- · 石巻海上保安署 (管理官署)
- 石巻海事事務所
- ・仙台検疫所石巻出張所
- ·仙台塩釜税関支署 石巻出張所
- ·横浜植物防疫所 塩釜支所石巻出張所

(5)災害応急対策活動に必要となる官庁施設の電力の確保等の推進

大規模災害が生じた際における災害応急対策活動への支障のおそれを解消するための 自家発電設備改修、受変電設備改修など電力確保等の対策を実施します。

大規模災害時における官庁施設の電力確保の必要性

- 〇政府業務継続計画(首都直下地震対策)
- 〇首都直下地震緊急対策推進基本計画(変更)
- 〇防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策
- 〇防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策

平成26年3月閣議決定

平成27年3月閣議決定

平成30年12月閣議決定

令和2年12月閣議決定

これまで中央省庁やブロック機関等が入居する施設を対象として、災害応急対策の 活動拠点となる官庁施設において対策を実施。

令和元年東日本台風等の被害を受けて、その他の災害応急対策の活動拠点となる 気象台等が入居する合同庁舎についても電力確保等の対策を実施。

東日本台風における被害状況の例

(左)須賀川地方広域消防 本部庁舎(須賀川地方広域 消防組合撮影)

(右)丸森町役場(共同通信 社撮影)

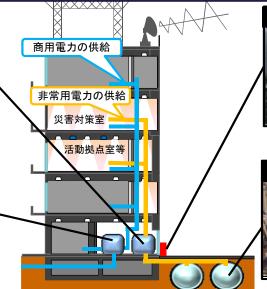




災害応急対策活動への支障のおそれの解消



受変電設備の改修



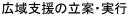




官庁施設の電力の確保等(イメージ図)

的確な業務継続を実施







情報収集•指令

第5次社会資本整備重点計画 (R3. 5. 28閣議決定)

災害応急対策の活動拠点となる官庁施設 における電力確保等のための対策の実施率

目標:令和7年度末 75%

2. 官庁施設の老朽化対策等

(1)既存官庁施設について長く安全に利用するための長寿命化の推進

「インフラ長寿命化基本計画」に基づいて<u>官庁施設の老朽化対策</u>を総合的に実施し、 既存施設を徹底利活用します。これにより<u>官庁施設をより長く安全に使用する</u>とともに、 予算の平準化や<u>トータルコストの縮減</u>を図ります。

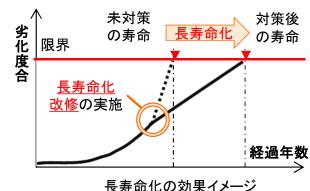
「長寿命化改修」の推進

老朽化の進行を防ぐための改修を行うことにより、<mark>既存施設の平均使用年数</mark>について、 現状の約40年から**65年程度へ延ばす**ことを目指す。

主な 改修内容	部位の例	未措置の場合の 問題点等
躯体の 保護	外壁、 防水、 建具	・雨水浸入や漏水に よる躯体劣化 等
防災設備	防火設備、 中央監視 設備	・防災機能の停止 ・火災発生時の被害 拡大リスク 等
ライフ ライン 設備	給排水 設備、 電力設備	・ライフライン機能の 停止・給排水設備からの 漏水による躯体 劣化 等

(効果等)

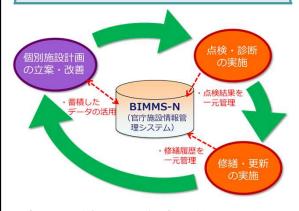
・建物の構造体は、ひび割れ への雨水浸入により、劣化 が著しく加速 ・防水層、外壁、建具等の劣化 防止により、ひび割れへの 雨水浸入を防止





「BIMMS-N」活用の促進

施設管理者が自ら施設情報を 記録・蓄積することにより、<u>施設</u> 情報が見える化され、計画作成 や維持管理へのフィードバックが 容易になる。



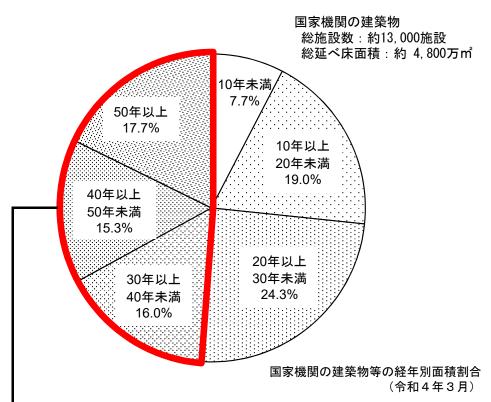
官庁営繕部では、保全実態調査(毎年度実施)において各施設管理者が BIMMS-Nに入力した結果を活用し、 施設の長寿命化に資するよう、保全 指導等を実施

2. 官庁施設の老朽化対策等

(2)既存官庁施設の危険箇所、経年劣化が著しい部位等の解消

既存官庁施設において、<u>来訪者等の安全の確保と行政サービスの円滑な提供に</u> 最低限必要な施設の性能を確保するため、<u>危険な箇所や経年劣化が著しい部位等</u>について、 緊急的な改修を実施します。

既存官庁施設ストックの状況



現在、築後30年を経過した官庁施設が5割弱

→ <u>既存官庁施設の老朽化が進んでおり、</u> 計画的かつ効率的な老朽化対策の実施が重要

危険箇所の例



外壁落下による事故発生の おそれがあり、外壁改修が必要



配線・ブレーカーの老朽化による 発火があり、分電盤の更新が必要

老朽箇所の例



排水管の腐食により漏水が発生し、 配管改修が必要



外壁クラックから漏水が発生し、 外壁・内部改修が必要

2. 官庁施設の老朽化対策等

(3)既存官庁施設の脱炭素化の推進

経済財政運営と改革の基本方針2022における住宅・建築物の省エネルギー対策の強化などを踏まえ、<u>官庁施設において断熱性能の高い建具の導入促進など、官庁施設</u>の脱炭素化に向けた整備を実施します。

老朽化対策にあわせた環境技術の採用

官庁施設における老朽化対策の改修において、

- 熱負荷の低減のための建具
- ・エネルギーの有効利用のための空調設備 などの環境技術の採用

○経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月閣議決定)

- ・徹底した省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー 安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する
- ・省エネルギー対策を含む規制的措置の強化や省エネ住宅の購入・改修支援を含めた ZEH・ZEB等の取組を推進するとともに、森林吸収源対策等を加速化する

太陽光発電の導入拡大

官庁施設(合同庁舎)において、 可能な限り太陽光発電の導入拡大を実施 ※当面は、屋根の老朽化が著しい合同庁舎を優先的に実施

〇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月閣議決定)

- ・徹底した省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する
- ・2025年度までに住宅・建築物の省エネ基準への適合を義務化するとともに、先進的な省エネ投資を支援することで、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の水準の省エネ性能が確保されることを目指す

対応概要

●建具改修

老朽した建具の改修において、複層ガラス など断熱性能の高い建具の導入

→ 開口部を通した熱負荷の低減を図る

●空調設備改修

老朽した空調設備の更新の際、従来型に 比べ高効率の空調設備を導入

→ 電力負荷の低減及び平準化を図る

●太陽光発電導入

設置可能な合同庁舎屋上への太陽光発電の導入

→ 自然エネルギーの活用を図る



太陽光設置のイメージ

(整備前の状況)



建具劣化状况



空気調和機劣化状況

■ 第3 官庁施設の整備等の関連施策

1. PFI手法の活用による官庁施設の整備

官庁営繕事業においては、VFM(バリュー・フォー・マネー)が見込まれる比較的大規模な整備案件について、個別毎にPFI方式の導入可能性の検討を行い、同方式による実施が適切であると認められるものについて、事業を実施します。

○気象庁虎ノ門庁舎(仮称)・港区立教育センター整備等事業

(R2. 2完成)

入居官署 : 気象庁、港区立教育センター 事業内容 : 施設整備、維持管理・運営

事業方式 : BTO方式

事業期間 : H21年度~R11年度

事業の特徴 : 港区立教育センターとの合築



【完成写真】

〇中央合同庁舎第7号館整備等事業

(H19. 9完成)

入居官署: 文部科学省、会計検査院、金融庁

事業内容 施設整備、維持管理・運営及び民間収益事業

事業方式 : BTO方式

事業期間 : H15年度~R3年度

事業の特徴 : 隣接民間施設を含めた街区全体の再開発



【完成写真 虎ノ門方面より望む】

(その他の主なPFI事業の例)

·名古屋第4地方合同庁舎 : 事業期間R3年度~R17年度 (R7.12完成予定)

•横浜地方合同庁舎 : 事業期間H30年度~R14年度 (R5.3完成予定)

•大阪第6地方合同庁舎 : 事業期間H29年度~R13年度(R4.9完成)

•中央合同庁舎第8号館 : 事業期間H21年度~R5年度(H26.3完成)

•九段第3合同庁舎 : 事業期間H15年度~R2年度(H19.2完成)

2. 脱炭素社会の実現に向けた官庁施設の整備の推進

(1)官庁施設における木材利用の推進

官庁施設の木造化・木質化に用いる<u>技術基準類の整備を進め、広く情報提供等を行う(各省各庁・地方公共団体と積極的に連携</u>)とともに、 直轄の官庁営繕事業において<u>木材を利用した官庁施設の整備を積極的に推進</u>します。

公共発注機関における木材利用のための環境整備

技術基準類の整備

- 新営予算単価
- 木造計画・設計基準
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 木造耐火建築物の整備指針
- 木材利用の取組に関する事例集
- 木造事務庁舎の合理的な設計における 留意事項
- 木材を利用した官庁施設の適正な保全 に資する整備のための留意事項
- 木造官庁施設における施工管理・工事 監理に関する留意事項集

○ 木造化





 内装等の 木質化





人材の育成

○ 木材利用推進研修(国土交通大学校)

各省各庁や地方公共団体等と連携の上、引き続き木材利用の促進を図る

)脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

【平成22年法律第36号、令和3年10月1日改正法施行】

木造化・木質化を図った官庁施設の整備

- ・令和3年改正:題名変更(旧法律名「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」) 公共建築物から建築物一般へ対象が拡大
- ・木材利用促進本部(本部長:農林水産大臣、本部員:国土交通大臣他4大臣)による基本方針の策定・実施状況の公表等
- → 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針 【令和3年10月1日、木材利用促進本部決定】
 - ・コスト・技術面で困難な場合を除き、<u>原則木造化</u>(災害応急対策活動に必要な施設等を除く) (旧基本方針:耐火建築物とすること等が求められない低層の建築物について、原則木造化)
 - ・国民の目に触れる機会が多い部分(エントランスホール、情報公開窓口等)の内装等の木質化を促進

2. 脱炭素社会の実現に向けた官庁施設の整備の推進

(2)官庁施設におけるZEB等の推進

官庁施設のライフサイクルを通じた環境負荷低減の推進と、政府実行計画※(R3.10.22閣議決定)に基づき 各府省庁が行う温室効果ガス排出削減への技術的支援
を行います。

環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備の推進

自然エネルギーの利用

- ・太陽光発電
- · 自然換気、自然光利用

長寿命

· 大部屋方式、 乾式間仕切り等の採用で 内部機能の変化に対応

自然共生社会の形成

- ・構内緑化等
- · 雨水利用

負荷の低減

・断熱性、気密性の向上・庇等による日射の遮断

・高性能ガラス・複層ガラス

適正使用·適正処理

- ・ 建設発生士の適正処理
 - エコマテリアル

· 木材利用

【大阪第6地方合同广舎(大阪市中央区)】

エネルギー・資源の有効利用

・LED照明 ・昼光利用 ・初期照度補正 ・人感センサ ・高効率熱源 ・変風量制御 ・変流量制御 ・BEMS等によるエネルギー消費の見える化・最適化

2050年カーボンニュートラルに向けた取組

○ ZEB化を推進

「2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となること」※1 を目指し、以下の取組を実施。

■ 先行事例

・「大阪第6地方合同庁舎」において ZEB Oriented を実現 (R4.9 完成)

■ 主な取組

- ・新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上として整備
- ・先進事例のノウハウをまとめた「公共建築物(庁舎)におけるZEB事例集 を作成·公表 (R4.3)
- ・官庁施設整備に適用する基準類を見直し、官庁施設が確保すべき エネルギー消費性能を規定する「官庁施設の環境保全性基準」 ※2 <u>を改定</u> (R4.3)_{※1 政府実行計画} (R3.10 閣議決定)

- ・建設副産物の発生抑制
- ・VOC対策の徹底 ・リサイクル材料の利用

(支援チーム)・内閣官房 ・環境省地球環境局

- 経済産業省産業技術環境局
- ・資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部

<情報提供>

- ・ 施設のエネルギー使用状況
- LED照明導入時の注意点
- ・省エネルギーの手法 等
- < 個別の要請等に応じた支援 >
- ・施設の省エネルギー対策に関する相談 等

政府実行計画の実現に向けた各府省庁の支援

政府実行計画の建築物関連部分における技術的支援

- ○政府実行計画に基づく各府省庁の取組について、技術的支援を行うための 支援チームが設けられている。
- ○支援チームの一員として、省エネルギー及び 温室効果ガス排出削減に関する情報提供、 施設整備における省エネルギー対策、 施設の運用改善に関する技術的支援 を行っている。



B事務所 できる ○事務所 可能性 D事務所 日事務所

【エネルギー使用状況の分析例】

雨水利用の推進

- ○雨水法※に基づき定められた「国等による自らの雨水の利用のための 施設の設置に関する目標(H27.3閣議決定)」により、官庁施設における 雨水の利用を一層推進
- ○関係府省における目標の達成状況のフォローアップを毎年度実施
 - ■雨水利用の施設の設置に関する目標

建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に 活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための 施設を設置する。

※雨水の利用の推進に関する法律(平成26年5月1日施行)

(3)既存官庁施設の脱炭素化の推進(再掲)

3. 地域と連携した国公有財産の最適利用の推進

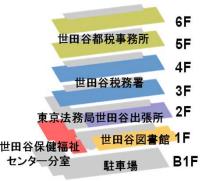
<u>地域のニーズを把握しつつ、地域と連携した国公有財産の最適利用を推進</u>し、 コンパクト・プラス・ネットワーク、跡地利用も含めて地方創生に寄与します。

地域における行政・福祉等のサービスの集約化

国の庁舎整備を通じて、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に寄与

- ・公共施設等の集約・複合化、空き床相互融通
- ・地域の利便施設(保健施設、図書館、保育所等)との併設





(世田谷合同庁舎)国・都・区の3者による集約・複合化



(富士川合同庁舎)町立図書館・防災備蓄倉庫との集約・複合化

シビックコア地区による 都市拠点の形成

地域の特色や創意工夫を生かしつつ 都市拠点や良好な市街地環境の形成 の実現に寄与



(高松サンポート合同庁舎) 官公庁施設と民間建築物等の 一体的整備

地域の景観を活用した 観光地域づくり

国の庁舎整備を通じて、観光振興 による活力ある地域の形成の実現 に寄与



(鹿児島第3合同庁舎) 鶴丸城御楼門の復元事業との連携 による外部空間の確保や景観形成

地域防災への貢献

地域防災と連携した国の庁舎整備を通じて国民の安全・安心の確保に寄与



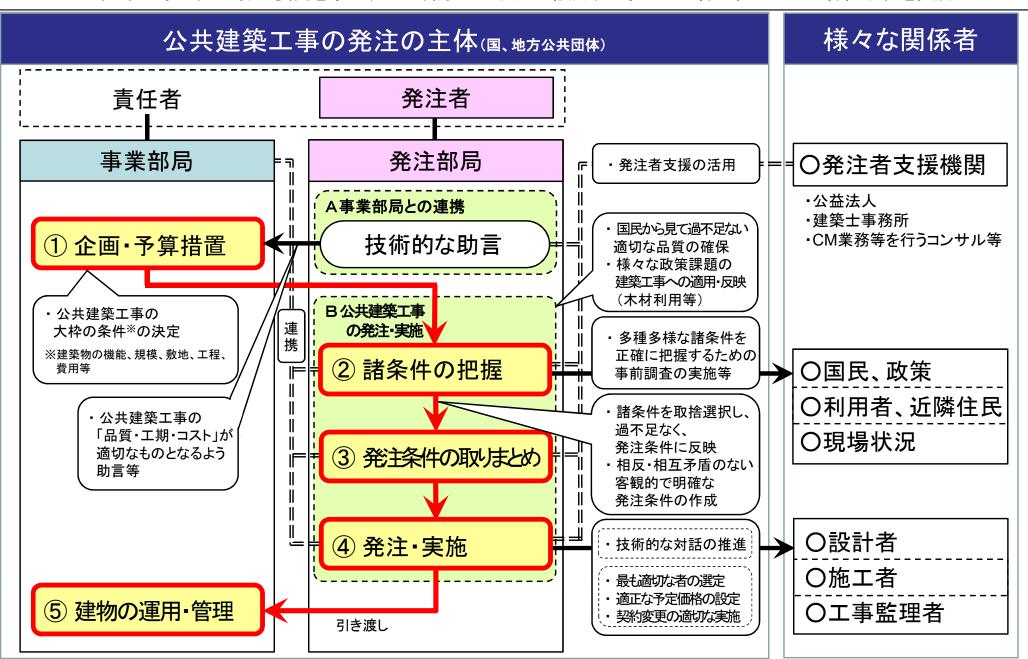
(熊本地方合同庁舎) 熊本地震の際に、緊急避難 施設として市民を受け入れ



(石巻港湾合同庁舎) 津波避難ビルの機能を確保

4. 発注者の役割を果たすための取組の推進

公共建築工事の発注者の役割を果たすため、調査・企画から設計、工事に至る各過程において各種取組を実施



公共建築 I 事 民間建築工事の受発注者へ の普及促進

5. 働き方改革・生産性向上の取組の推進

建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化

建設業における取組

建設工事における適正な工期設定等の 適正な工期設定・ 施工時期等の平準化

必要経費への しわ寄せ防止の徹底

生産性向上

ためのガイドライン

第 1

次

(改訂)

下請契約における 取組

適正な工期設定等に 向けた発注者支援の 活用

営繕工事における取組

(凡例:令和4年度からの取組-下線・太字)

- 〇 適正な工期設定
 - 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」 を踏まえた適切な工期設定。必要な工期延期(受注者の責によらない場合の対応の徹底)
 - 各工程の施工期間の確保 (監督職員が実施工程表で確認。概成工期を発注時に設定)
- 〇 调休2日の推進
 - -公共建築工事標準仕様書等において原則週休2日を適用
 - ・週休2日促進工事 (4週8休を前提とした労務費補正・モニタリングによる改善) を実施(新築 工事、規模の大きい改修等工事は原則発注者指定)
- 〇 施工時期等の平準化
 - ・債務負担行為の積極活用 (適正な工期確保、完成時期の分散化にも寄与)や余裕期間制度の 原則活用
- ○予定価格の適正な設定
 - ・営繕積算方式において法定福利費・安全衛生経費を適切に計上
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要な現場での対策や、工事の一時中止の費用を 適切に計上
- ○ICTの積極的な活用等
 - 設計から施工(PFI事業において維持管理段階)まで一貫したBIMの活用に向けた試行・BIM 調整会議の実施 · EIRの試行 · 改定したBIMガイドラインの活用
 - ・情報共有システムの活用 (機能要件の明確化、原則全ての工事で発注者指定により活用、全ての 設計業務で適用可能) 電子小黒板の活用 (原則全ての工事で活用) WEB会議等の活用
 - ・発注・完成時の評価による生産性向上技術の導入促進・設計段階から個別の生産性向上技術の ・生産性向上に配慮し改定した仕様書の適用 活用を指定(試行)
 - ・建設現場の遠隔臨場を原則全ての工事で適用・ICT建築土工の試行
- ○書類の簡素化
 - 書類の簡素化、省略・集約可能な書類等の明確化
 - ・工事・業務関係書類等の押印・署名廃止・完成図等の提出を原則電子に一本化
 - 国の統一基準として工事の標準書式を制定
- 関係者間調整の円滑化 (建築固有の対応)
 - ・設計者から施工者等への遅滞ない設計意図伝達 (報告等の期限を遵守する旨を規定)
 - •関連する工事間での納まり等の調整を効率化(総合図作成ガイドライン(士会連合会)やBIMの活用)
 - 関係者間の情報共有や検討を迅速化 (会議の早期開催、ASP等の活用)

■ 第4 令和5年度官庁営繕関係予算総括表

令和5年度官庁営繕関係予算総括表

(単位:百万円)

				(単位:百万円)
区	分	令和 5 年度	対前年度 倍 率	前年度
		(A)	(A/B)	(B)
(一般会計)				
官庁営繕費		17, 320	0.99	17, 556
庁 舎	整備	6, 477	1.32	4, 906
施設特	別整備	9, 530	0.90	10, 645
設計監	理費等	1, 314	0.66	2,006
(財政投融資特別会計 特定国有財産整備勘	- J定)			
特定国有財産整備費	}	18, 547	0. 87	21, 371
<u>合</u>	<u>計</u>	35, 867	0. 92	38, 927

- (注) 1. 上記のほか、行政経費として225百万円(前年度 227百万円)があり、その他、デジタル庁一括計上分として37百万円がある。
 - 2. 特定国有財産整備特別会計については、特別会計改革に伴い一般会計に統合されており、平成21年度以前の特定国有財産整備計画に基づき実施される既往の事業(未完了事業)は、当該事業が完成するまでの間、財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定において経理を行うこととされている。
 - 3. 庁舎整備とは施設の更新等であり、施設特別整備とは施設の改修等である。
 - 4. 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。



官公庁施設の建設等における国土交通省の役割

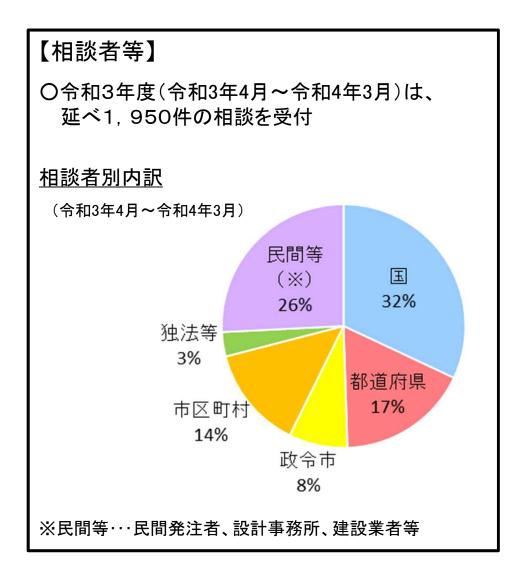
- ○国土交通省官庁営繕部は、**官公庁施設の建設等に関する法律**(S26官公法)に基づき、 官庁施設の整備・保全に関する業務を実施
- 〇具体的には、官庁施設の災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進を図るため、
 - ①(特殊な施設等を除く官庁施設対象)施設整備、②各省各庁への指導・監督と(全官庁施設対象)基準の設定

●特殊な施設、小規模営繕等は ●合同庁舎をはじめ、各省各庁の庁舎、研究施設、教育文化施設、 各省各庁が実施 社会福祉施設等、様々な官庁施設を整備 〇国土交通省(官庁営繕部)実施 〇各省各庁実施 ·総理大臣官邸 ·試験研究機関 •社会福祉施設 ■施設整備 •国会議事堂 •防衛施設 (法10条) •中央合同庁舎 •研修施設 • 迎賓館 •特別会計 •小規模営繕 ・地方合同庁舎 図書館 •博覧会政府館 等 - 刑務所 国際会議場 ·一般广舎 各省各庁 ■②-1指導·監督 (官庁営繕部) 玉 土 交通省 ●営繕計画書に関する意見書の送付(法9条) ○各省各庁の営繕計画に対し、技術的見地から意見 ●勧告(法8条、13条) ·立法 〇危険庁舎に対する位置・規模・構造又は保全の観点からの勧告の実施 ·司法 ●保全の実地指導(法13条) •行政 〇各省各庁の施設管理者に対する保全指導の実施 ②-2基準の設定 ●位置・規模・構造の基準の設定(法13条) 〇官庁施設が備えるべき状態を示す基準(H6告示) ●保全の基準の設定(法13条) 〇計画的かつ効率的に保全を行うための基準(H17告示)

公共建築相談窓口

円滑な施工確保に向けた支援や改正品確法等を受けた取組みに関する支援など、公共建築に関する技術的な相談について幅広く対応しています。

(公共建築相談窓口HP: https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html)



【相談内容等】

- 〇主な相談内容
 - •企画立案
 - ・事業実施(設計、積算、入札手続き、工事監理)
 - •保全
 - ・官庁営繕に関する技術基準の運用 等
- ○情報提供可能な直轄営繕工事の取組
 - ・適正な予定価格の設定方法
 - ・適切な工期設定の考え方
 - •適切な設計変更
 - ・施工時期の平準化 等

霞が関団地一団地の官公庁施設の概要

